

序 章 本書の課題と視角

一 境目とは何か

本書は戦国期の境目に本拠を置く領主⁽¹⁾や住人⁽²⁾に注目し、彼等が周囲の大名権力と如何なる関係を築いて、政治的・社会的秩序を維持してきたのか、当該地域の実態の解明を通じて大名支配領域内部とは異なる新たな地域社会像を提示しようとするものである。

「境目」とは史料用語で、権力間に生じた境界領域のことを意味する。それは境界や国境が一本のラインとして画定されるものと考える近代的境界認識とは異なつたもので、一定の空間的広がりを持ち、帰属がはっきりしない地域をいう。⁽³⁾

大名間の軍事紛争が起りやすい戦国期の境目は、社会の諸矛盾が集約されている場として注目され、一九八〇年代以降、多くの研究成果が蓄積されてきたが、いち早く注目したのは鈴木良一氏で、一九六三年に戦国大名の「領土」について論ずる際に、境目にも言及している。⁽⁴⁾

戦国の争乱すなわち無原則の分裂混乱という誤解に関連して、戦国の争乱すなわち全面戦争の連続という誤解がある。大名たちは確定した一円的な領土をもち、押しつ押しされつ取りつ取られつしているかに、なんとなく信じ

られているようである。しかし、戦国大名の領土は、大小を問わず、誇張していうと、個々の独立した国人・土豪領の集まりであり、それに対応して有力大名の間には多くの小大名が介在し、同盟し屈服し裏切っているのが実情であった。近世大名の領国に比べるなら勢力範囲ともいべきなのが戦国大名の領国であった。

つまり、戦国大名の領土は「確定した一円的な領土」ではなく、「個々の独立した国人・土豪領」の集合体で、しかも「有力大名」の間には「小大名」が介在しており同盟・離反が繰り返されていたという。言い換えれば、小大名の離合集散(同盟・屈服・裏切り)が起りやすい地域は、有力大名の「領国」が接する境目にあたるだろうか。さらに続けて氏は、近世大名と戦国大名の「領国」のあり方を比較して、後者は「勢力範囲」といべきものだとしている。

時期は少し下るが、大名の支配領域の様相に言及した永原慶二氏は「戦国大名領の内部構造を厳密に点検すると、大名の支配が領国一円に等質的にゆきわたらないのが普通であり、中央地帯のように旧来の荘園領主の収取関係がなお一定の範囲で残存することもある」との見解を示している。⁵⁾氏は大名「領国」内では支配の「質」に地域差があったことを指摘し、現代の行政区画のように、定められた範囲のなかで等質に権限が及ぶものではなかったことを確認したのである。

さきに鈴木氏が大名「領国」のありかたとして使用した「勢力範囲」という言葉は、おそらく永原氏が言うところの「大名の支配が領国一円に等質的にゆきわたらない」こと、すなわち領域支配の不等質性を表現したものであり、それに比して近世大名の「領国」は一円的で等質的だったと、鈴木氏は想定していたのではなからうか。

ところで、鈴木・永原両氏が使用する「領国」は学術用語であり、大名が自らの支配領域を示す際には「分国」という言葉が史料上に散見される。「分国」について、三鬼清一郎氏は次のように説明している。⁶⁾

律令制下の地方行政単位である国が知行の客体となり、事実上の所領化したもの。(中略)南北朝から室町時代に

かけては、守護が軍事支配権をもつ国を自己の領国とすることによって、分国化は進展していった。戦国大名においても、みずから支配する領域を分国と称する場合があるが、それは、將軍から統治を委ねられているということ強く意識するからである。

つまり、大名が「分国」という言葉を使用した背景には、將軍から国の統治を委任されているという意識があった、ということになる。氏の説明は、將軍や天皇といった「王権」が保障する公的な行政区画である「国」や「郡」など、国郡制的枠組みのなかで領域支配を行なう限りにおいて大名は公権力足り得る、といった国郡制論を踏まえたものである⁸⁾。こうした国郡制の理解には異論があるものの、「分国」という言葉からは、「王権」が保障する公的な行政区画を多かれ少なかれ大名が意識していたことは読み取れよう⁹⁾。

したがって、永原氏が指摘したように「大名の支配が領国一円に等質的にゆきわたらないのが普通」だった現実を前に、大名は「分国」を自らの公権性を主張するための手段として用いることで、一円的・等質的支配を行なおうとしていたのではなからうか。そうであるならば、現実として離合集散が起こりやすい境目の存在は、領域支配の不等質性とも相まって、「分国」の境界をきわめてあいまいなものとしていたと筆者は考える。

それでも大名からの視角で支配領域を示そうとする場合には、史料用語である「分国」を使用して問題ないであろうが、境目からの視角で戦国期社会の実態を捉えようとしている本書において、「分国」「領国」という言葉を無批判に使用するのには読者に誤解を与えかねない。「勢力範囲」という言葉を、鈴木氏がどのように理解していたか定かではないが、右のような実態を表す言葉として、本書では「勢力範囲」「勢力圏」を使用することとしたい。

鈴木氏の重要な指摘があつてから二〇年、境目が研究対象として注目されはじめたのは一九八〇年代であつた。ではなぜ、急に境目が脚光を浴びることになったのか、研究史を振り返りながら探ってみよう。

二 境目研究の背景

一九七〇年代、つまり境目研究が注目される以前の戦国期研究について、池享氏は大きく三つの時期に区分している。^⑩第一期は「戦国期を中世国家の解体期と位置づけ、それにかわる新たな国家秩序形成をめぐる支配階級と人民との対抗関係のなかで、幕藩体制の成立を見とおそうとする研究が盛んに行われた時期」とする。その内容は「六〇年代の研究動向を継承しつつ、七〇年代初頭に提起された人民闘争論を戦国期でうけとめたもの」で、「六〇年代の研究の総括期ともいべき時期」だったとする。

第二期は「主として戦国大名領国を対象に、戦国期を、中世社会を通じて展開してきた動向を総括する新たな支配秩序の形成期として位置づけようとする研究がすすめられた時期」で、「戦国期の独自の段階としての「自立」を指したものであり、戦国期の段階規定の基軸設定という点で大きな前進であった」とする。しかし、「そこで明らかにされたことは、戦国大名が政策として志向していたいわゆる政策基調であり、それをふまえた戦国期社会総体の独自なあり方については、必ずしも明確な理論的提起はなされなかった」と問題点を挙げている。

第三期は「第二期の研究の問題点に対し、戦国大名領国の内部構造のうち政策基調では覆いきれない側面の指摘、あるいは、戦国大名領国以外の多様な社会秩序の解明などが行われつつある時期であり、現在にいたっている」とまとめている。

そこで、まずは大名の支配領域が研究対象として注目された「第二期」の研究から、永原慶二氏と勝俣鎮夫氏の成果についてみてみよう。

永原氏は、六〇年代後半から大名の領域支配にかかわる研究を進め、中世後期の社会体制を「大名領国制」として